

会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

2020 年 4 月 1 日

ウシオ電機株式会社

当社は、ウシオオプトセミコンダクター株式会社(以下「ウシオオプトセミコンダクター」といいます。)との間の 2019 年 12 月 20 日付吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、ウシオオプトセミコンダクターを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。本合併に係る会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに基づく事後開示事項は以下のとおりです。

2020 年 4 月 1 日

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
ウシオ電機株式会社
代表取締役社長 内藤 宏治

記

1. 本合併が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、本合併は効力を生じています。

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 差止請求手続(会社法第 784 条の 2)の経過

ウシオオプトセミコンダクターは当社の完全子会社であり、当社はウシオオプトセミコンダクターに対し、会社法第 784 条の 2 の規定による本合併の差止請求を行いませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第 785 条)の経過

ウシオオプトセミコンダクターは当社の完全子会社であることから、ウシオオプトセミコンダクターに対し会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取を請求することのできる株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続(会社法第 787 条)の経過

ウシオオプトセミコンダクターは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第 787 条第 3 項の規定による手続を行いませんでした。

(4) 債権者保護手続(会社法第 789 条)の経過

ウシオオプトセミコンダクターは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 20 日付の官報及び日刊工業新聞により、債権者に対する本合併についての異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに、会社法第 789 条第 1 項の規定により本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 差止請求手続(会社法第 796 条の 2)の経過

本合併は会社法第 796 条第 2 項が規定する簡易合併に該当するため、当会社に対し、会社法第 796 条の 2 の規定による本合併の差止を請求することのできる株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第 797 条)の経過

本合併は会社法第 796 条第 2 項が規定する簡易合併に該当するため、当会社に対し、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取を請求することのできる株主はいませんでした。

(3) 債権者保護手続(会社法第 799 条)の経過

当会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 20 日付の官報及び電子公告により、債権者に対する本合併についての異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項の規定により本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当会社は、ウシオオプトセミコンダクターより、効力発生日をもって、その資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の規定による変更の登記をした日

効力発生日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

- (1) 本合併については、当会社は 2019 年 12 月 17 日に会社法第 796 条第 2 項に基づき、ウシオオプトセミコンダクターは 2019 年 12 月 20 日に会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれ、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。
- (2) 当会社はウシオオプトセミコンダクターの発行済株式の全てを保有していることから、本合併に際して、ウシオオプトセミコンダクターの株主に対する株式の発行及び金銭等の交付は行っておりません。

以 上

(別 紙)

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

2020 年 2 月 20 日

ウシオオプトセミコンダクター株式会社

当会社は、2019 年 12 月 20 日に、ウシオ電機株式会社（以下「ウシオ電機」といいます。）との間で、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、ウシオ電機を吸収合併存続会社、当会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を締結いたしました。本合併に係る会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則 182 条の定めに基づく事前開示事項は以下のとおりです。

2020 年 2 月 20 日

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
ウシオオプトセミコンダクター株式会社
代表取締役社長 伴野 裕明

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項

ウシオ電機は当会社の発行済株式の全てを直接に保有していることから、本合併に際して、株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

また、本合併に際して、ウシオ電機の資本金及び準備金の額は、増加しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. ウシオ電機についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 をご参照下さい。

(2) 最終事業年度(2019 年 3 月期)の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 自己株式の取得

ウシオ電機は、2019 年 4 月 1 日から 2019 年 12 月 10 日までの期間に、市場買付により自己株式を 5,507,300 株取得しました。取得価額は、合計 7,839 百万円です。

②剰余金の配当

ウシオ電機は、2019 年 6 月 28 日付で、普通株式 1 株につき 50 円、総額 6,316 百万円の剰余金の配当を行いました。

6. 当会社の最終事業年度(2019 年 3 月期)の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当会社は、ウシオ電機との間で、2019 年 6 月 24 日付で金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約に基づく当会社の借入債務は、合計 1,800 百万円です。

当会社は、ウシオ電機との間で 2014 年 10 月 24 日付で締結した金銭消費貸借契約に基づく借入債務につき、その弁済期を 2019 年 10 月 23 日から 2020 年 9 月 30 日に変更する契約を、ウシオ電機との間で 2019 年 10 月 23 日付で締結しました。当該金銭消費貸借契約に基づく当会社の借入債務は、合計 2,800 百万円です。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後におけるウシオ電機の債務の履行の見込みに関する事項

2019 年 3 月 31 日現在のウシオ電機の貸借対照表における資産の額は 160,533 百万円、負債の額は 38,372 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、2019 年 4 月 1 日以降本日までの間、ウシオ電機の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日においてウシオ電機の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、本合併の効力発生日以後において、本合併後のウシオ電機が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本合併の効力発生日以後におけるウシオ電機の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

別紙2 ウシオ電機の最終事業年度に係る計算書類等

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	73,172	流動負債	29,680
現金及び預金	30,605	買掛金	6,753
受取手形	1,855	関係会社短期借入金	2,774
売掛金	14,777	1年内返済予定関係会社長期借入金	3,329
有価証券	2,490	1年内返済予定長期借入金	2,325
商品及び製品	1,983	未払金	2,063
仕掛品	10,088	未払法人税等	5,950
原材料及び貯蔵品	3,334	与引当金	1,259
その他の	8,271	製品保証引当金	510
貸倒引当金	△235	受注損失引当金	11
固定資産	87,360	その他の	4,703
有形固定資産	20,767	固定負債	8,691
建物	10,791	繰延税金負債	5,399
機械及び装置	1,737	退職給付引当金	1,810
工具、器具及び備品	3,206	役員株式給付引当金	221
土地	4,154	その他の	1,259
その他の	877	負債合計	38,372
無形固定資産	913	(純資産の部)	
投資その他の資産	65,679	株主資本	107,121
投資有価証券	32,757	資本金	19,556
関係会社株式	21,353	資本剰余金	28,248
関係会社長期貸付金	3,177	資本準備金	28,248
前払年金費用	7,792	利益剰余金	70,209
その他の	1,094	利益準備金	2,638
貸倒引当金	△495	その他利益剰余金	67,571
資産合計	160,533	配当積立金	30
		別途積立金	22,350
		繰越利益剰余金	45,191
		自己株式	△10,891
		評価・換算差額等	15,039
		その他有価証券評価差額金	15,039
		純資産合計	122,161
		負債・純資産合計	160,533

損益計算書

(2018年 4月 1日から
2019年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	47,113
販売費	29,556
営業	17,557
受有受為投特そ	14,416
支売貸そ経	3,140
固投	2,690
固減関税法当	284
税金	18
引当	1,596
繰上	541
繰下	121
繰上	55
繰下	72
繰上	481
繰下	193
繰上	162
繰下	106
繰上	18
繰下	5,349
繰上	12,204
繰下	2
繰上	12,201
繰下	1,608
繰上	56
繰下	89
繰上	1,461
繰下	15,945
繰上	5,832
繰下	△245
繰上	10,358

株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 計		
						配 当 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	19,556	28,248	43	28,291	2,638	30	22,350	46,773	71,791	△17,293	102,346	
当期変動額												
剰余金の配当								△3,329	△3,329		△3,329	
当期純利益								10,358	10,358		10,358	
自己株式の取得										△2,263	△2,263	
自己株式の処分										9	9	
自己株式の消却			△43	△43				△8,611	△8,611	8,654	－	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											－	
当期変動額合計	－	－	△43	△43	－	－	－	△1,582	△1,582	6,401	4,775	
当期末残高	19,556	28,248	－	28,248	2,638	30	22,350	45,191	70,209	△10,891	107,121	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	24,629	24,629	126,976
当期変動額			
剰余金の配当			△3,329
当期純利益			10,358
自己株式の取得			△2,263
自己株式の処分			9
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△9,590	△9,590	△9,590
当期変動額合計	△9,590	△9,590	△4,814
当期末残高	15,039	15,039	122,161

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券

・売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

・子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

・其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等（株式については決算日前1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法

②デリバティブ

時価法

③運用目的の金銭の信託

時価法

④たな卸資産

・商品及び製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	2～34年
機械及び装置	3～7年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

当事業年度における該当事項はありません。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④役員株式給付引当金

当社は、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

⑤製品保証引当金

当社が納入した製品のアフターサービスに対する費用および無償修理費用の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 31,474百万円

(2) 有形固定資産の国庫補助金による圧縮記帳累計額 115百万円

(3) 保証債務等

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し経営指導念書等を差し入れております。

(株)アドテックエンジニアリング 3,450百万円

(株)ワコム電創 504百万円

計 3,954百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 12,944百万円

短期金銭債務 1,136百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

29,113百万円

仕入高

8,681百万円

その他の営業取引

3,158百万円

営業取引以外の取引による取引高

725百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	11,866千株	1,780千株	6,005千株	7,641千株

(注) 1. 当事業年度末の自己株式には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式352千株が含まれております。

2. 自己株式の数の増加1,780千株は、市場買付による増加1,712千株、役員向け株式報酬制度に係る信託による増加65千株および単元未満株式の買い取りによる増加3千株であります。

3. 自己株式の数の減少6,005千株は、自己株式の消却による減少6,000千株および役員向け株式報酬制度に係る信託による減少5千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失、退職給付引当金、たな卸資産評価損であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の内容 または職業	議決権 等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	ウシオオプトセミ コンダクター株式会社	東京都 千代田区	百万円 490	光源事業	直接 100.0%	兼任9名 (うち当社従業員8名)	当社製品および 商品の仕入先 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	—	短期貸付金 長期貸付金	2,800 200
子会社	株式会社アドテックエンジニアリング	東京都 千代田区	百万円 1,661	装置事業	直接 100.0%	兼任4名 (うち当社従業員4名)	当社製品および 商品の販売先・ 仕入先 債務保証等	債務保証等 (注) 2	—	—	3,450
子会社	USHIO AMERICA HOLDINGS, INC.	California, U.S.A.	US\$ 1,428	その他事業	直接 100.0%	兼任4名 (うち当社従業員3名)	資金の貸付	資金の回収 (注) 1	—	長期貸付金	2,774
子会社	USHIO INTERNATIONAL B.V.	Oude Meer, The Netherlands	千US\$ 8,602	その他事業	直接 100.0%	兼任3名 (うち当社従業員3名)	資金の借入	資金の返済 (注) 1	—	短期借入金 1年内 返済予定 長期借入金	2,774 3,329
子会社	USHIO SHANGHAI, INC.	Shanghai, China	千CNY 1,655	光源事業 装置事業	間接 100.0%	兼任4名 (うち当社従業員4名)	当社製品および 商品の販売先・ 仕入先 設備の貸与	当社製品 および 商品の販売 (注) 3	6,682	売掛金	2,032

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は純額で表示しております。
2. 当社は連結子会社の銀行借入に対して経営指導念書等を差し入れております。
3. 当社製品および商品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 969円63銭
- (2) 1株当たり当期純利益 81円26銭

(注) 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度352千株）。

「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度328千株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において決議いたしました、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、下記のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と機動的な資本政策の遂行を可能とするため

(2) 取得に係る事項の内容

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得しうる株式の総数 800万株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 100億円（上限）
- ・取得期間 2018年12月21日～2019年12月20日

(3) 取得の結果

①2019年3月31日以前に取得した自己株式の内容

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 1,712,000株
- ・株式の取得価額の総額 2,160,448,400円
- ・取得期間 2018年12月21日～2019年3月31日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

②2019年4月1日以降に取得した自己株式の内容

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 440,000株
- ・株式の取得価額の総額 597,323,600円
- ・取得期間 2019年4月1日～2019年4月30日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

(添付書類)

事業報告

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦等による影響により、中国において設備投資需要を中心に減速するなど成長鈍化がみられたものの、米国では引き続き個人消費の増加や雇用環境の改善を背景にした底堅い経済成長により、総じて緩やかな回復基調が続きました。国内経済は、個人消費や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調となりました。

このような経済環境のもと、当社グループの事業環境について概観いたしますと、半導体・電子部品関連市場は、IoTや5Gなどを背景とした各種電子デバイス向け、スマートフォンの小型化、高機能化やその他車載などの用途で需要が拡大基調で推移いたしました。フラットパネルディスプレイ関連市場は、大型パネルディスプレイの設備投資が中国で増加している一方で、前年度に拡大した有機ELディスプレイの需要に一服感が見られました。映像関連市場は、中国を中心に映画館の新設は続いているものの、全世界の年間新設数は鈍化傾向となりました。また、新設映画館におけるシネマプロジェクターの約半数が固体光源（LD・LED）を採用したプロジェクターとなっております。さらに米中貿易摩擦等の影響による中国における設備投資の減少により需要減少の影響がありました。

その結果、当連結会計年度は、売上高は前年度比4.8%減の1千651億3千8百万円、営業利益は前年度比16.1%減の85億1千7百万円、経常利益は前年度比5.1%減の114億3千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、主に米国子会社における事業構造改善費用25億7千6百万円を計上しましたが、特別利益として投資有価証券売却益を計上したことなどにより、前年度比2.9%増の113億2千6百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【光源事業】

〔放電ランプ〕

露光用UVランプについては、前年度に拡大した有機ELディスプレイ関連の需要は一服感が見られたものの、大型液晶ディスプレイの設備投資拡大による需要増加により売上は増加しました。一方、シネマプロジェクター用クセノンランプについては、中国を中心としたプロジェクターの固体光源化による需要の減少および競争激化による単価下落がありました。また、データプロジェクター用ランプについては、前年度に特定ユーザーの新製品に採用されたことで拡大した高ワットage品の販売が減少したことに加え、市場全体でプロジェクターへの固体光源の採用が拡大したことでランプ需要は減少しました。その結果、放電ランプ全体の売上高は減少しました。

〔ハロゲンランプ〕

OA用途においては、米中貿易摩擦等の影響による中国景気の減速によりランプ需要が減少しました。その結果、ハロゲンランプ全体の売上高は減少しました。

その結果、売上高は678億4千7百万円（前年度比8.7%減）、セグメント利益は83億6千7百万円（前年度比19.6%減）を計上いたしました。

【装置事業】

〔映像装置〕

シネマ分野では、中国を中心としたシネマスクリーンの年間設置数は減少傾向にあります。そのため、デジタルシネマプロジェクターの販売台数は前年度比で減少しました。また、デジタルシネマプロジェクターの固体光源を採用する割合が増加しているなか、市場ニーズに対応した高付加価値な固体光源（RGBレーザー）を搭載した新規プロジェクターの販売を開始したことで製品ミックスは改善傾向にあるものの、一部市場における要求未達が生じたことにより販売台数は計画を下回り推移しました。一般映像分野では、前年度に計上したデジタルサイネージ関連の映像ソリューション案件が減少しました。また、市場でニーズが高まっている固体光源（RGBレーザーおよびレーザーフォスファア）を搭載したプロジェクターの市場投入が遅れたことにより、一般映像全体で販売が伸び悩みました。その結果、映像装置全体の売上高は減少しました。なお、映像装置事業では、引き続き抜本的な収益構造改革に取り組んでおり、収益性は改善基調にあります。

【光学装置】

UV装置では、一部のスマートフォン減産による影響を受けてM－S A P向け設備投資の抑制がみられ、前年度に拡大した直描式露光装置の販売が減少しました。一方で、スマートフォンに搭載する電子デバイスの小型化および高機能化などを背景に、電子デバイス向け投影露光装置の販売は増加しました。キュア装置では、フラットパネルディスプレイ関連市場における中小型パネルの設備投資が有機EL中心となっていることから、モバイル用高精細液晶パネル向け光配向装置の販売は減少しました。一方で、液晶ディスプレイを中心に大型化への設備投資による需要が増加していることから、関連する液晶関連装置の売上が増加しました。その結果、光学装置全体の売上高は増加しました。

その結果、売上高は947億4百万円（前年度比3.1%減）、セグメント損失は3億円を計上いたしました。

【その他事業】

その他事業におきましては、各種成形機の販売が増加したものの、食品関連機械において前年度の大型案件の減少により、売上が減少しました。

その結果、売上高は33億5千5百万円（前年度比3.2%減）、セグメント利益は1億円（前年度比22.1%減）を計上いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、当社グループの国内および海外の主力工場において生産設備等の増強を行った結果、84億円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として5億2千1百万円の調達を実施いたしました。

(4) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第53期 2016年3月期	第54期 2017年3月期	第55期 2018年3月期	第56期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	179,121	172,840	173,497	165,138
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	11,105	7,042	11,001	11,326
1株当たり当期純利益 (円)	85.83	55.06	86.11	88.85
総 資 産 (百万円)	294,525	308,430	305,303	306,628
純 資 産 (百万円)	211,296	213,289	215,306	213,254

(5) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、中長期で各既存市場の成長が鈍化傾向にあることから、既存市場での高シェアと収益性を維持しつつ新規市場への参入や新規事業創出を加速させていくことが事業上の課題となっています。また、光源事業では従来のランプに代わる固体光源化が徐々に進んでおり、固体光源事業の着実な推進が課題となっています。

これらの課題に対処すべく、多様化するマーケットニーズに対応した競争力のある製品のラインナップ充実や、徹底した製造コストの低減、品質・生産性の向上に加え、国内外での生産拠点・販売拠点とネットワークの拡大強化を図り、サービス体制の充実等に努めるとともに、既存技術・製品の強みを活かした提案型トータルソリューションビジネスの展開拡大やオープンイノベーションの活用などにより、世界のマーケットへ向けて高付加価値な光源、光学装置および映像装置を既存市場のみならず、新規市場への拡販を図ってまいります。また、強固な財務基盤を背景に、積極的にシナジー重視のM&Aや企業提携などに取り組み、機動力ある事業の発展を図ってまいります。

また健全な財務体質を維持しつつ、成長への投資と株主還元に関し、バランスのとれた資産配分を安定的に行うことが財務上の課題となっております。

一方、企業の社会的責任として、環境問題を重要な経営課題の一つと捉え、省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル化、環境負荷の低減等に積極的に取り組んでまいります。

そして、あらゆるステークホルダーからの信頼にお応えするための施策として、コーポレートガバナンス、コンプライアンス体制強化による内部統制システムの充実、BCPなどリスク管理体制の整備による安定した事業継続にも努めてまいります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、光源および電気機器の製造販売ならびにこれに附帯する業務であり、大別すると光源事業、装置事業およびその他事業から成っております。

(7) 主要な営業所および工場

①当社の主要拠点

会 社 名	名 称	所 在 地
ウ シ オ 電 機 (株)	本 社	東京都千代田区
	播 磨 事 業 所	兵庫県姫路市
	御 殿 場 事 業 所	静岡県御殿場市
	横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市
	大 阪 支 店	大阪府大阪市

②子会社の主要拠点

会 社 名	名 称	所 在 地
ウシオライティング(株)	東 京 本 社	東京都中央区
	福 崎 事 業 所	兵庫県神崎郡
(株)アドテックエンジニアリング	本 社	東京都千代田区
	長 岡 工 場	新潟県長岡市
USHIO AMERICA, INC.	本 社	California, U.S.A.
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.	本 社	California, U.S.A.
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC.	本 社	Ontario, Canada
USHIO HONG KONG LTD.	本 社	Kowloon, Hong Kong
USHIO SHANGHAI, INC.	本 社	Shanghai, China
USHIO KOREA, INC.	本 社	Seoul, Korea
USHIO TAIWAN, INC.	本 社	Taipei, Taiwan

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
光源事業	3,063名	90名減
装置事業	2,497	63名減
その他事業	52	3名減
全社（共通）	91	12名増
合計	5,703	144名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,571名	19名減	42.8歳	19.2年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ウシオライティング(株)	100百万円	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
(株)アドテックエンジニアリング	1,661百万円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造 販 売
USHIO AMERICA, INC.	68,109千U S \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.	10,010千U S \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC.	45,641千C \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 製 造 販 売
USHIO HONG KONG LTD.	58,700千H K \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 販 売
USHIO SHANGHAI, INC.	1,655千C N Y	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 販 売
USHIO KOREA, INC.	500,000千W	100.0%	電 気 機 器 の 販 売
USHIO TAIWAN, INC.	237,800千N T \$	100.0% (100.0%)	電 気 機 器 の 販 売

(注) 当社の出資比率欄の()内は、当社子会社が保有する出資比率を内数で表示しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	12,863百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7,701百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	7,474百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 133,628,721株（自己株式7,288,787株含む。）

(注) 2019年2月8日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は6,000,000株減少しております。

(3) 株主数 10,718名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,658,700株	8.43%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	6,798,200	5.38
株 式 会 社 リ ソ ナ 銀 行	6,319,009	5.00
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	5,726,093	4.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,058,400	4.00
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	4,274,921	3.38
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,248,022	3.36
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	3,305,500	2.61
牛 尾 治 朗	2,636,714	2.08
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	2,583,283	2.04

(注) 1. 上記のほか、自己株式が7,288,787株あります。なお、自己株式（7,288,787株）には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式（352,300株）を含んでおりません。

2. 持株比率は、自己株式（7,288,787株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	牛 尾 治 朗	(公財)ウシオ財団理事長 (公財)NIRA総合研究開発機構会長
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 社 長	浜 島 健 爾	
取 締 役 会 長 常 務 執 行 役 員	牛 尾 志 朗	ウシオライティング(株)代表取締役会長
取 締 役 会 員 常 務 執 行 役 員	伴 野 裕 明	光源統合ソリューションセンター長
取 締 役	原 良 也	(株)大和証券グループ本社名誉顧問 (一社)日本取締役協会副会長
取 締 役	金 丸 恭 文	フューチャー(株)代表取締役会長兼社長グループCEO フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長 (公財)NIRA総合研究開発機構代表理事
取 締 役	橘・フクシマ・咲江	G&Sグローバル・アドバイザーズ(株)代表取締役社長 味の素(株)社外取締役 J. フロントリテイリング(株)社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 林 敦 之	
取 締 役 (監査等委員)	米 田 正 典	
取 締 役 (監査等委員)	山 口 伸 淑	ナカバヤシ(株)社外取締役 (株)サカイホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役 中前忠および服部秀一は、2018年6月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 代表取締役社長 浜島健爾は、2019年3月31日付で取締役を退任いたしました。
なお、取締役会決議により、2019年4月1日付で内藤宏治が執行役員社長に就任いたしました。
3. 取締役（監査等委員） 小林敦之は、当社における財務責任者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
4. 取締役（監査等委員） 山口伸淑は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員） 小林敦之を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役 原良也、金丸恭文および橘・フクシマ・咲江は社外取締役であり、ならびに取締役（監査等委員） 米田正典および山口伸淑は社外取締役（監査等委員）であり、~~株~~東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
7. 当社と取締役 原良也、金丸恭文および橘・フクシマ・咲江ならびに取締役（監査等委員） 米田正典および山口伸淑は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（ 監 査 等 委 員 を 除 く ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	9名 (5)	291百万円 (28)
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	3 (2)	43 (16)
合 計 （ う ち 社 外 取 締 役 ）	12 (7)	334 (44)

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	原 良 也	(株)大和証券グループ本社名誉顧問 (一社)日本取締役協会副会長
取 締 役	金 丸 恭 文	フューチャー(株)代表取締役会長兼社長グループCEO フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長 (公財)NIRA総合研究開発機構代表理事
取 締 役	橘・フクシマ・咲江	G&Sグローバル・アドバイザーズ(株)代表取締役社長 味の素(株)社外取締役 J. フロントリテイリング(株)社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	米 田 正 典	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 口 伸 淑	ナカバヤシ(株)社外取締役 (株)サカイホールディングス社外取締役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	原 良 也	当事業年度開催の取締役会8回のうち8回に出席いたしました。証券会社における経営者としての豊富な経験と資本市場に関する深い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役	金 丸 恭 文	当事業年度開催の取締役会8回のうち8回に出席いたしました。情報通信およびITコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と深い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役	橘・フクシマ・咲江	当事業年度開催の取締役会8回のうち8回に出席いたしました。グローバルな視野を持つ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する豊富な知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	米 田 正 典	当事業年度開催の取締役会8回のうち8回に出席いたしました。保険会社における経営者としての幅広く高度な見識および豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 口 伸 淑	当事業年度開催の取締役会8回のうち8回に出席いたしました。金融機関における経営者としての幅広く高度な見識および豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

- (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、USHIO HONG KONG LTD.は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

- (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が適切に職務遂行することが困難となる等、解任または不再任が必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または監督官庁から監督業務停止処分を受ける等して、会社法第340条第1項各号に該当する場合には、監査等委員会は、当該会計監査人の解任について、従前の監査状況や当該会計監査人との面談等に基づき検証を行い、解任が相当と判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社が、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、全社員が法令、定款および当社の企業理念を遵守した行動をとるための、行動指針を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス担当部門を設けることとし、内部監査部門はコンプライアンス担当部門と連携の上、状況を監査し、適宜取締役会および監査等委員会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、別途定める社内諸規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存、管理する。また、取締役はこれらの文書等を常時閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程においてコンプライアンス、環境、品質、財務、法務、災害、情報および輸出管理等のリスクの種類毎に責任部門を定め、各責任部門において規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、担当取締役ないしは執行役員は速やかに取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することにより意思決定の迅速化を推進するとともに、執行役員制度により確実かつ迅速な業務の執行体制を構築する。また、情報技術（ＩＴ）を活用し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を行うことで、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 当社グループにおいても当社と共通の企業理念および行動指針を定め、グループ全社にコンプライアンス意識の醸成を図る。また、グループ各社において、規模や業態等に応じて、コンプライアンス担当や内部監査担当を配置し、当社のコンプライアンス担当部門や内部監査部門と連携する。
- (イ) 当社グループは、グループ経営協議会や個別定例会議を開催し情報の共有化を図る。また、当社はグループ各社から月例報告により定期的に報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行う。
- (ロ) 当社におけるリスクの種類毎に定める責任部門が、グループ各社の関連部署と連携することにより統括的に当社グループのリスク管理を行う。

- (I) 当社グループにおける中長期の目標を共有するとともに、グループ各社の目標値を年度予算として策定し、それらに基づく業績管理を行う。また、当社からグループ各社に取締役を必要に応じて派遣する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- (7) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の設置方法、人数、資質等について監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務の遂行に必要となる取締役および使用人を置くものとする。また、当該取締役および使用人の業務評価および人事評価については、監査等委員会の意見を尊重し決定する。
- (I) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会の職務の補助業務の遂行においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会の職務の補助業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。

⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

- (7) 当社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループ全体に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査の実施状況等を適宜報告する。
- (I) 当社は、当社グループの取締役、監査役および使用人が当社もしくは自己の会社の監査等委員会または監査役への報告、または内部通報制度等により外部の窓口への報告をすることができる体制を、規模や所在地域等に応じて確保する。
- (I) 当社は、監査等委員会への報告または内部通報制度等による報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないことを社内規程において明示する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人および内部監査部門との間で定期的な意見交換を実施する。また、監査等委員会に対し、経理担当部門が主体となり監査が実効的に行われるための補助を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、「社会の秩序や安全に悪影響を与える反社会的団体やグループ、人物などに関わりを持たない」ことをすべての取締役および使用人が守るべき基本的な行動規範を定めた行動指針において宣言している。また、法務部門を統括部門とし、情報の集約化を図るとともに、地元警察署や関連団体との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集に努めている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

コンプライアンス体制

当社グループでは、法令および企業理念を遵守した行動をとるための共通の行動指針を定めております。コンプライアンス担当部門を主導として、コンプライアンスの啓蒙キャンペーンや集合研修等の施策を実施することにより継続的にコンプライアンス意識の醸成を図っております。

リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定めリスクの種類毎に各責任部門により規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行っております。災害リスクに対しては、事業継続計画（BCP）を策定しリスク対応体制を確立しております。当事業年度においては、事業継続計画（BCP）の検証・改善・定着を目的として模擬訓練等を実施しております。

効率的な職務執行体制

当社は、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することにより意思決定の迅速化を推進するとともに、執行役員制度により確実かつ迅速な業務の執行体制を構築しております。当事業年度においては、取締役会を8回、経営協議会を10回開催し、重要な意思決定を行うとともに業務執行の監督の実効性を確保しております。また、グループ経営協議会やグループ各社との定例会を開催するとともに、個別の報告を受けることによりグループ各社の業績管理等を行っております。

監査等委員会の監査体制

2016年6月の監査等委員会設置会社移行以降、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が経営協議会および事業部門の重要な会議に出席したほか、稟議等の業務執行に係る重要な文書を閲覧いたしました。当事業年度においては、監査等委員会を14回開催し、取締役、執行役員および使用人等の業務執行の監査、内部監査部門との定期的な情報共有や意見交換ならびに会計監査人との意見交換を実施することにより監査の実効性を確保しております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ウシオ電機株式会社

2019年5月21日

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 須 山 誠一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウシオ電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社および主要な事業所ならびに子会社の主要な拠点において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

ウシオ電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 林 敦 之 ㊟

監査等委員 米 田 正 典 ㊟

監査等委員 山 口 伸 淑 ㊟

(注) 監査等委員 米田正典および山口伸淑は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類（変更）
（吸収合併に係る事前開示事項）

2020 年 3 月 27 日

ウシオオプトセミコンダクター株式会社

当社は、2020 年 2 月 20 日付で、ウシオ電機株式会社（以下「ウシオ電機」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則 182 条の定めに基づく事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書面」といいます。）の備置を開始しておりますが、本事前開示書面の内容の一部に変更（追加）すべき事項がありましたので、下記のとおり変更いたします。

なお、本書面では、本事前開示書面で既に開示した内容は記載しておりません

2020 年 3 月 27 日

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
ウシオオプトセミコンダクター株式会社
代表取締役社長 伴野 裕明

記

I. 変更事項

「5. (2) ウシオ電機についての最終事業年度(2019 年 3 月期)の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」の変更

II. 内容

ウシオ電機は、2020 年 3 月 27 日開催の取締役会において、同日付で当社に対する貸付債権のうち 5 億円について債務免除を行うことを決議しました。当該債務免除後におけるウシオ電機から当社に対する貸付債権の残高は、合計 43 億円です。

以上